

訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

<2025年2月1日現在>

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1、訪問リハビリテーション事業所の概要

事業所名 医療法人社団平成会桜井病院
所在地 富山県黒部市荻生6675番地の5
介護保険・介護予防指定番号 訪問リハビリテーション (富山県 1610710350号)
サービスを提供する地域 黒部市・魚津市・入善町

① 職員体制

医師1名以上
管理者 1名 理学療法士もしくは作業療法士1名以上

② 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

ただし、国民の祝日、8月14日・15日・16日、12月30日～1月3日を除く

営業時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
土曜日 午前9時～午前12時まで

2、対象者

介護保険・介護予防の指定訪問リハビリテーションを利用できる方は、病状が安定期にあり、主治医が訪問リハビリテーションを必要であると認めた要介護者及び要支援者です。

3、訪問リハビリテーションの内容 <主治医の指示書に基づき提供されるものです>

- ① 日常生活練習及び指導
- ② 日常生活動作獲得に向けた機能的訓練
- ③ 自主リハビリテーションプログラムの指導
- ④ 家族への相談、助言 等
- ⑤ 家屋改造・福祉用具導入に関する相談、助言

4、訪問リハビリテーションの利用料

本事業所が提供する訪問リハビリテーションの利用料は

- ① 介護保険・介護予防利用の場合は介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。※料金は別紙(1)

ただし、介護保険・介護予防の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

- ② 交通費 黒部市・入善町・魚津市にお住まいの方は無料です。

- ③ その他

・お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

5、料金のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、当月末までに支払いをお願い致します。支払は、医療法人社団平成会桜井病院窓口までご持参お願いいたします。口座振込をご希望される方は事前にお申し出下さい。

6、当事業所の運営の方針

- ① 訪問リハビリテーションに携わる理学療法士・作業療法士は要介護者等の心身の特性を踏まえ居宅においてその有する能力に応じたリハビリテーションを行い自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身の機能回復を図る。
- ② 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅支援事業者等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を行うものとする。

7、緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、救急隊、家族に連絡を取る等必要な措置を講じます

8、事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9、連携

訪問リハビリテーションの提供に当たり介護支援専門員、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

10、苦情対応

苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受ける窓口を設置します。
担当 看護師長 島 和子 電話 0765-54-1800
リハビリテーション科主任 長津 真
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りです。
 - ・相談、苦情を受けたものは内容を十分に聴き速やかに管理者等へ連絡します。
 - ・事案内容に応じ医療機関、居宅介護事業所等の関係各所に連絡報告を行います。
 - ・謝罪等を含め速やかに利用者宅へ訪問します。
 - ・必要に応じ、医療機関への受診、損害賠償保険の対応処置を行います。
- ③ 当該事業所以外に、下記の市町村の相談窓口や苦情窓口でも相談ができます。

新川地域介護保険組合	電話0765-54-3303
黒部市福祉課	電話0765-54-2111
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話076-432-3280
富山県国民健康保険団体連合会介護保険班	電話076-431-9816

11、虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をします。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ⑤ 虐待防止のための研修会を定期的実施します。

1 2、身体拘束に関する事項

- ①利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ②身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします

1 3、ハラスメント等に関する事項

- (1) 利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合があります。
- ① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。
- (2) 事業者は、職員がお互いに尊重しあいハラスメントを起こさせないよりよい職場・働きやすい職場を作るために年1回のハラスメント防止研修会で知識や対応能力を向上させます。

1 4、業務継続計画にむけた取り組みの強化について

経営環境の変化など不測の事態が発生しても業務を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させる業務継続計画を策定し、また定期的に見直します。

- (1) 年1回病院における BCP の考え方に基づき災害時における緊急連絡体制の訓練を行う。
- (2) 年2回の消防訓練時に院内のライフラインの点検整備を行う。

1 5、当法人及び事業所の概要

当法人

名称・法人種別 医療法人社団平成会桜井病院

代表者 清田 萌美

所在地 富山県黒部市荻生 6 6 7 5 番地の 5 電話 0 7 6 5 - 5 4 - 1 8 0 0

当事業所

名称 医療法人社団平成会桜井病院

管理者 岡澤 光代

所在地 富山県黒部市荻生 6 6 7 5 番地の 5 電話 0 7 6 5 - 5 4 - 1 8 0 0

年 月 日

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地:黒部市荻生 6675 番地の 5

名称: 医療法人社団平成会桜井病院訪問リハビリテーション

代表者:理事長 清田萌美 印

説明者:

私は本書面により、事業者からの訪問リハビリテーションサービスについての重要な事項について説明を受けました。

利用者

住所:

氏名:

印

(代理人) 住所:

氏名:

印

ご利用料

訪問リハビリテーション費（要介護）

負担割合	1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費 (1週間最大6回) 20分につき	308円/回	616円/回	924円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1回につき	6円/回	12円/回	18円/回
移行支援加算 1日につき	17円/日	34円/日	51円/日
短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 (週2回以上・1回20分以上利用の場合)	200円/日	400円/日	600円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(開始後3ヶ月)	240円/日	480円/日	720円/日
リハビリテーションマネジメント加算(□)	213円/月	426円/月	639円/月
事業所の医師が管理する場合	270円/月	540円/月	810円/月

介護予防訪問リハビリテーション費（要支援）

負担割合	1割	2割	3割
介護予防訪問リハビリテーション費 (1週間最大6回) 20分につき	298円/回	596円/回	894円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1回につき	6円/回	12円/回	18円/回
短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所日又は認定日から起算して3月以内 (週2回以上・1回20分以上利用の場合)	200円/日	400円/日	600円/日
利用開始から12か月を超えた場合の減算 (リハビリテーション会議の実施の場合は無し)	-30円/回	-60円/回	-90円/回